

砂 川 市 条 例 第 2 号  
令和 5 年 3 月 1 3 日

砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

## 砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例

### (設置)

第1条 情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運営の確保並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、砂川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 諮問庁

ア 砂川市情報公開条例（平成8年条例第13号。以下「情報公開条例」という。）第16条第1項の規定により審査会に諮問をした情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号。以下「市個人情報保護条例」という。）第2条第2項に規定する実施機関

ウ 砂川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第10号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項又は第3項の規定により審査会に諮問をした議長

#### (2) 公文書 情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。

### (所掌事項)

第3条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 情報公開条例第16条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

(2) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(3) 市個人情報保護条例第9条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

(4) 議会個人情報保護条例第46条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(5) 議会個人情報保護条例第46条第3項の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

### (組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

### (委員)

第5条 委員は、識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、口頭で意見を述べる機会を求めることができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出等)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

2 市長は、審査請求人等から意見書又は資料が審査会に提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第12条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第13条 諮問庁は、諮問に対する答申を受けたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(意見の聴取等)

第14条 審査会は、第3条の規定による調査審議のため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(砂川市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 砂川市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び費用弁償に関する条例（平成10年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

個人情報保護審査会委員	日額	4,800
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	4,800
情報公開審査会委員	日額	4,800

」

を

「

情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	4,800
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	4,800

」

に改める。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の前日に、情報公開条例第16条第1項の規定並びに砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）附則第2項の規定による廃止前の砂川市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）第5条第2項第2号及び第3項第8号、第6条第1項第7号、第7条第3号並びに第24条第1項の規定によりされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、審査会にされたものとみなし、当該諮問に係る調査審議については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 第5条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の前日においてもすることができる。

(委員の任期の特例)

- 5 この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。